

秋田市公報

あきだ

第1134号

令和元年7月10日

毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

—— 目 次 ——

条 例

- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第2号） 2
- 秋田市市税条例等の一部を改正する条例（第3号） 2
- 秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例および秋田市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例（第4号） 6
- 秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第5号） 6
- 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第6号） 6
- 秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第7号） 7
- 秋田市公有林野官行造林の保護等に関する条例の一部を改正する条例（第8号） 7
- 秋田市森林環境譲与税基金条例（第9号） 7
- 秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（第10号） 7
- 秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第11号） 8
- 秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（第12号） 8
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第13号） 8
- 秋田市火災予防条例の一部を改正する条例（第14号） 8
- 秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例（第15号） 9

規 則

- 秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第7号） 9
- 秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第8号） 9

上下水道局管理規程

- 秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（第1号） 9

上下水道局訓令

- 秋田市上下水道局水道技術管理者規程の一部を改正する訓令（第1号） 9

告 示

- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第25号） 9
- 指定居宅介護支援事業者の指定について（第26号） 10

- 地籍調査事業の実施について（第27号） 10
- 平成31年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第28号） 10
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第29号） 10
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第30号） 10
- 地籍調査事業の実施について（第31号） 11
- 地縁による団体の認可について（第32号） 11
- 秋田市職員録の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第33号） 11
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第34号） 11
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第35号） 11
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および変更について（第36号） 12
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第37号） 12
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について（第38号） 12
- 令和元年度軽自動車税納税通知書の公示送達について（第39号） 12
- 平成30年度および令和元年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第40号） 12
- 令和元年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第41号） 12
- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第42号） 13
- 指定居宅介護支援事業者の指定について（第43号） 13
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第44号） 13
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第45号） 13
- 行旅死亡人の取扱いについて（第46号） 13
- 平成30年度13期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第47号） 14
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第48号） 14
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第49号） 14
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第50号） 14

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第2号） 14
- 秋田市立小、中学校通学区域の一部改正について（第3号） 14

選管告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第2号） 15
 ○令和元年7月21日執行予定の参議院秋田県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について（第3号） 15

農委告示

- 農業委員会総会の招集について（第2号） 15

上下水道局告示

- 指定排水設備工事業者の廃止について（第4号） 15
 ○指定排水設備工事業者の廃止について（第5号） 15

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について 15
 ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について 16
 ○建築基準法による道路の指定について 16
 ○建築基準法による道路の指定について 16
 ○予防接種法による定期予防接種について 16
 ○建築基準法による道路の指定について 18
 ○建築基準法により位置を指定した道路の一部廃止について 18
 ○秋田市個人情報保護条例の平成30年度の運用状況について 18
 ○秋田市情報公開条例の平成30年度の運用状況について 18
 ○建築基準法による道路の指定について 19
 ○農用地利用集積計画の策定について 19
 ○入札参加希望者の公募について 19
 ○財政報告書の公表について 20
 ○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について 33

上下水道局公告

- 受益者負担金の賦課対象区域について 38

条 例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第2号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2選挙長の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表開票管理者の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500円」を「9,600円」に改め、同表指定病院等における不在者投票の外部立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に改め、同表開票およ

び選挙立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第3号

秋田市市税条例等の一部を改正する条例

（秋田市市税条例の一部改正）

第1条 秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第27条の6第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

第35条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前年度において第1項第5号又は第6号の規定により減免を受けた者であって、当該年度において引き続き当該減免を受けた事由に変更がないと市長が確認することができるものは、前項の申請書の提出を要しない。

附則第6条の5の3第1項中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第6条の5の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第6条の7の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村もしくは特別区の長（次項および第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項および第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第6条の7の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第6条の8の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、

同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第18項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第6条の8の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称および個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所および氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類および床面積

(3) 家屋の建築年月日および登記年月日

附則第14条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号」を「附則第30条第2項第1号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第14条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項および次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第14条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第14条第7項を同条第4項とする。

附則第15条第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

第2条 秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

第29条の2第2項中「第8項」を「第9項」に改め、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第29条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第29条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者もしくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第29条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第29条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第6項もしくは第7項」を「同条第7項もしくは第8項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第13条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項もしくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該

判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第13条の4の規定により読み替えられた第70条の5第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第13条の2を附則第13条の2の2とし、附則第13条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第13条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第13条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第69条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第13条の6に次の1項を加える。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第70条の3（第2号に係る部分に限る。）および前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第14条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる法第446

条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第15条の見出しおよび同条第1項から第3項までの規定中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第4項を削る。

第3条 秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第14条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第15条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

（秋田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 秋田市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち秋田市市税条例附則第13条の次に5条を加える

改正規定（同条例附則第13条の6 第2項に係る部分に限る。）
中「については」の次に「、当分の間」を加える。

第2条のうち秋田市市税条例附則第14条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「、「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り」を削る。

第4条のうち秋田市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年秋田市条例第54号）附則第13項の表の改正規定中「附則第14条」を「附則第14条第1項」に改める。

第5条 秋田市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち秋田市市税条例第33条の6 第1項の改正規定中「および第11項」を「、「第11項および第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「および第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると言められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4 第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8 第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告について

は、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4 第3項もしくは第6項（同法第81条の24の3 第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1項第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同項第5号中「3項」を「8項」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同項第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同項第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同項第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同項第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）ならびに附則第13項および附則第14項の規定 令和元年10月1日

(2) 第2条中秋田市市税条例第29条の2 第2項の改正規定および同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に1項を加える改正規定ならびに第29条の3の2、第29条の3の3および第29条の4の改正規定ならびに附則第6項から附則第8項までの規定 令和2年1月1日

(3) 第3条中秋田市市税条例第17条の改正規定および附則第9項の規定 令和3年1月1日

(4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）および附則第15項の規定 令和3年4月1日
(個人の市民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第27条の6 ならびに附則第6条の5の4および附則第6条の7の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第27条の6 第1項および附則第6条の7の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第27条の6 第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに
------------	-----------	--

		限る。)
附則第6条の7の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は秋田市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年秋田市条例第3号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の秋田市市税条例附則第6条の7第3項の規定による同条例第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 5 新条例附則第6条の7第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納稅義務者が令和元年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納稅義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。
- 6 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例（次項および附則第8項において「2年新条例」という。）第29条の2第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合および同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 7 2年新条例第29条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき秋田市市税条例第29条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第29条の3の2第1項および第2項に規定する申告書について適用する。
- 8 2年新条例第29条の3の3第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号）。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第29条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 9 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例第17条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。（法人の市民税に関する経過措置）
- 10 新条例第35条第3項の規定は、令和2年度以後の年度分の法人の市民税について適用する。（固定資産税に関する経過措置）

- 11 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。（軽自動車税に関する経過措置）
- 12 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 13 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例（次項において「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 14 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 15 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例および秋田市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第4号

秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例および秋田市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(1) 秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例（昭和63年秋田市条例第17号）別表第2の備考の1から備考の3まで

(2) 秋田市行政不服審査法施行条例（平成28年秋田市条例第7号）別表の備考の2

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第5号

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

秋田市コミュニティセンター条例（昭和54年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市大住地区コミュニティセンターの項中「秋田市仁井田字西潟敷463番地」を「秋田市大住南二丁目7番24号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第6号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「の学部で」を「（同法第108条第2項に規定する短期大学を除く。）において」に改める。

第28条第1号中「卒業した者」の次に「（学校教育法第83条の2第1項に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第7号

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市公有林野官行造林の保護等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第8号

秋田市公有林野官行造林の保護等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市公有林野官行造林の保護等に関する条例（昭和31年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1号様式の表面中

「
自 平 成 年 月 日
入 林 期 間 至 平 成 年 月 日 を
」

秋 田 市 役 所

「
自 年 月 日
期 间 至 年 月 日 に改める。
」

秋田市長

印

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

令和元年6月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第9号

秋田市森林環境譲与税基金条例

（設置）

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第27条に規定する森林環境譲与税を同法第34条第1項の規定により森林の整備およびその促進に要する経費に充てるため、秋田市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、森林の整備およびその促進に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第10号

秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年秋田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車および自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種もしくは第四種の道路又は自動

車および歩行者の交通量が多い第三種もしくは第四種の道路（自転車道を設ける道路および前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第四種の道路」を「(第四級および第五級を除く。次項において同じ。)又は第四種(第三級および第四級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路()」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの()」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「もしくは自転車通行帯」を加える。

第32条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第41条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種又は第四種の市が管理する市道については、改正後の秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例第8条の2ならびに第9条第1項および第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第11号

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成10年秋田市条例第17号)の一部を次のように改訂する。

別表第1 榛山石塚谷地地区整備計画の項を削る。

別表第2 榛山石塚谷地地区整備計画区域の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による秋田市地区計画榛山石塚谷地地区計画の廃止に係る告示の日以後にした行為(当該告示により廃止される前の同地区計画の区域内においてしたものに限る。)については、改正前の秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の規定

は、適用しない。

秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第12号

秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田市立学校授業料等徴収条例(昭和24年秋田市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「秋田商業高等学校 2,200

「秋田商業高等学校	2,200円	に
円」を 御所野学院高等学校	2,200円	」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の秋田市立学校授業料等徴収条例の規定は、令和2年4月1日以後に入学し、又は転入学する者に係る入学検定料について適用する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第13号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例(平成12年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第6第3号のオ中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第14号

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例(昭和48年秋田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。)」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項および第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

第35条第1項第1号中「防火対象物」の次に「(同表(3)項に掲げる防火対象物にあっては、令第10条第1項第1号に掲げるものを除く。)」を加え、「延面積」を「延べ面積」に改め、同項第2号中「延面積」を「延べ面積」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は令和元年7月1日から、第35条第1項第1号の改正規定(「延面積」を「延べ面積」に改める部分を除く。)は同年10月1日から施行する。

秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第15号

秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業給水条例(昭和35年秋田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第34条第1項に次の1号を加える。

(4) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき
10,000円

第37条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

規 則

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年6月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第7号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例(平成31年秋田市条例第46号)の施行期日は、令和元年6月25日とする。

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第8号

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則(平成11年秋田市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「もしくは第5項第3号」を「、第5項もしくは第6項第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年6月28日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男
秋田市上下水道局管理規程第1号

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市水道事業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第5条」を「第6条」に改める。

第8条第1項中「指定したとき」の次に「又は法第25条の3の2第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新がされたとき」を加え、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「第25条の7」の次に「の規定」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第25条の7」および「第25条の11第1項」の次に「の規定」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定給水装置工事事業者は、法第25条の3の2第1項の規定により指定の効力を失ったとき又は同項の更新の申請をするときは、指定工事事業者証を管理者に返納するものとする。

第8条の3中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 法第25条の3の2第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新がされたとき。

(3) 法第25条の3の2第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の効力が失われたとき。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第1号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局水道技術管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年6月28日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

秋田市上下水道局水道技術管理者規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局水道技術管理者規程(平成15年秋田市水道局訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第25号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規

定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和元年6月5日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
大渕 徹	秋田厚生病院センター	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害
尾野 祐一	中通総合病院	整形外科	肢体不自由
水谷 嵩	医療法人城東整形外科	整形外科 リハビリテーション科	肢体不自由
須藤 和久	市立秋田総合病院	呼吸器内科	呼吸器機能障害

秋田市告示第26号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

令和元年6月5日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
合同会社ラベンダーケアプラン	ラベンダーケアプラン	秋田市寺内蛭根二丁目9番10号	令和元年6月1日	居宅介護支援

秋田市告示第27号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づく、秋田県知事の令和元年度地籍調査に関する事業計画の決定を受け、地籍調査事業を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事業計画が告示された年月日
令和元年6月7日 秋田県告示第50号
- 2 調査を実施するものの名称
秋田市
- 3 調査地区
 - (1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市雄和平尾鳥字長滝の一部
 - (2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市雄和平尾鳥字長滝の一部
- 4 調査期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

秋田市告示第28号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年6月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成31年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第29号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年6月7日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

秋田県秋田市山王臨海町1番1号
株式会社秋田魁新報社
代表取締役社長 佐川博之

秋田市告示第30号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和元年6月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
令和元年5月1日から同月26日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
令和元年6月7日から同年12月7日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有权の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第31号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づく、秋田県知事の令和元年度地籍調査に関する事業計画の決定を受け、地籍調査事業を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事業計画が告示された年月日
令和元年6月7日 秋田県告示第50号
- 2 調査を実施するものの名称
秋田市
- 3 調査地区
地籍測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市飯島字古道、字古道下川端、川端二丁目の各一部
- 4 調査期間
令和元年6月11日から令和2年3月31日まで

秋田市告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称
飯島薬師田内会
- 2 規約に定める目的
本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
(1) 会員への各種連絡、公報に関すること。
(2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
(3) 会員の相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関するこ
と。
(4) 会員の福利厚生に関するこ
と。
(5) 公民館の管理運営に関するこ
と。
(6) その他、本会の目的達成に必要なこ
と。
- 3 区域
本会の区域は、秋田市飯島字薬師田1番地3から148番地18まで（ただし、58番地3、60番地1、63番地3、7、8、95番地1、2および130番地2、4、6を除く。）ならびに飯島鼠田四丁目1番41号から45号および49号までの区域とする。
- 4 主たる事務所
本会の事務所は、秋田市飯島字薬師田6番地2に置く。
- 5 代表者の氏名及び住所
佐久美 亀 利
秋田市飯島字薬師田41番地5
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20および同法第260条の21の規定により解散する。

9 認可年月日

令和元年6月11日

秋田市告示第33号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市職員録の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年6月11日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市山王一丁目1番1号	ローソン 秋田市役所店
	加藤 喜久代

秋田市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和元年6月11日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

神ヶ村自治会

2 認可年月日

平成5年4月1日

3 変更があった事項およびその内容**(1) 代表者の氏名及び住所**

変更前 佐々木 慎也

秋田市雄和神ヶ村字上開92番地

変更後 福原 一博

秋田市雄和神ヶ村字大橋222番地

(2) 主たる事務所

変更前 秋田市雄和神ヶ村字大橋227番地1

変更後 秋田市雄和神ヶ村字大橋248番地

4 変更年月日**(1) 3の(1)**

平成31年1月13日

(2) 3の(2)

平成24年5月11日

5 変更の理由**(1) 3の(1)**

役員改選による

(2) 3の(2)

事務所の所在地取得による

秋田市告示第35号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年6月12日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

秋田県秋田市中通七丁目1番2号

秋田ステーションビル株式会社
代表取締役社長 高木 浩一

秋田市告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年6月12日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在 地	指 定 年月日
ラベンダーケア プラン	秋田市寺内蛭根二丁目9番10号	令和元年 6月1日
居宅介護支援事 業所オモシエ	秋田市新屋吉町45番3-1号	令和元年 6月15日

2 変更

事業所名称	所在 地	変 更 年月日
飯島地域包括支 援センター金寿 園	旧 秋田市飯島緑ヶ丘町23番 32号	平成30年 4月1日
	新 秋田市飯島松根西町7番 28号	

秋田市告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年6月12日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在 地	指 定 年月日
ポプラ薬局	秋田市中通四丁目1番40号	平成31年 4月1日

2 廃止

事業所名称	所在 地	廢 止 年月日
愛川整形外科ク リニック	秋田市仁井田路見町7番11号	平成31年 3月20日
医療法人博愛会 山川内科	秋田市東通一丁目25番22号	令和元年 5月20日

にしのみやこど も医院	秋田市広面字蓮沼21番地5	令和元年 5月31日
ポプラ薬局	秋田市中通四丁目1番40号	平成31年 3月31日

秋田市告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年6月12日

秋田市長 穂 積 志

指定

氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
今井 美樹	T E A T E	秋田市泉三嶽根14番 36号	令和元年 5月24日
佐藤 英朗	T E A T E	秋田市泉三嶽根14番 36号	令和元年 5月24日
佐藤 竜哉	こころも治 療院秋田	秋田市東通仲町5番 31号 1F	令和元年 6月4日

秋田市告示第39号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年6月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和元年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第40号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年6月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度および令和元年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第41号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を

受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年6月14日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受ける者の住所および氏名

別紙「令和元年度固定資産税納税通知書公示送達を受けるべき者一覧表」(省略)のとおり

2 送達する書類

令和元年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第42号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に關わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則(平成15年秋田市規則第3号)第5条の規定により告示する。

令和元年6月14日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名 お よ び 診 療 科 名	辞退する 障害分野	辞退年月日 お よ び 辞 退 理 由
佐野圭昭	秋田県立循環器・脳脊髄センター 脳神経外科	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害	平成31年4月1日 県外勤務のため
佐野由佳	秋田県立循環器・脳脊髄センター 脳神経外科	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害	平成31年4月1日 県外勤務のため
村石健治	秋田厚生病院 脳神経外科	肢体不自由	平成31年3月31日 県外勤務のため
堀川明	五十嵐記念病院 整形外科	肢体不自由	平成31年3月31日 県外勤務のため

秋田市告示第43号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

令和元年6月17日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 オータム	居宅介護 支援事業	秋田市新屋 日吉町45番	令和元年 6月15日	居宅介護支 援

ライス フィール ド	所オモ シェ	3-1号		
------------------	-----------	------	--	--

秋田市告示第44号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に關わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則(平成15年秋田市規則第3号)第5条の規定により告示する。

令和元年6月18日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する 障害分野
堀口聰	秋田県立循環器・脳脊髄センター	循環器内科	心臓機能障害
高橋徹	秋田県立循環器・脳脊髄センター	循環器内科	心臓機能障害
羽尾清貴	秋田県立循環器・脳脊髄センター	循環器内科	心臓機能障害
天水宏和	秋田県立循環器・脳脊髄センター	循環器内科	心臓機能障害
金山純二	秋田県立循環器・脳脊髄センター	循環器内科	心臓機能障害
鎌田竜馬	秋田大学医学部附属病院	眼科	視覚障害

秋田市告示第45号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年6月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙(省略)のとおり

秋田市告示第46号

行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第7条の規定に基づき、行旅死亡人を取り扱ったので、同法第9条の規定により告示する。

令和元年6月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 本籍、住所および氏名

不詳
2 年齢および性別 推定年齢60~70歳代の男性
3 体格、特徴等 (1) 身長 156cm (2) 着衣 長袖作業着、ベスト、長袖肌着2枚、長袖ボロシャツ、股引、トランクスおよび左足靴下 (3) 所持品 作業ベルト(剪定ばさみ入り) (4) 虫垂切除術を受けているとみられる。
4 発見年月日 令和元年5月9日
5 発見場所 秋田市下浜羽川字下野1番地の羽越本線下浜駅西方約250メートル地点の海岸
6 死亡年月日 平成31年4月頃(推定)
7 処置 令和元年5月14日に遺体を引き取り、同日午後2時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管
8 連絡先 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室 電話 018-888-5661

秋田市告示第47号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年6月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度13期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第48号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和元年6月21日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類:薬局

指定番号	名称	所在地	更新年月日
174	佐野薬局将軍野店	秋田市将軍野南五丁目12番31号	令和元年7月1日

秋田市告示第49号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(平成4年秋田市条例第37号)第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさば

き人を次のとおり指定したので、告示する。

令和元年6月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市新屋朝日町3番13号 ディアス朝日202
氏名 佐々木 敦
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市新屋豊町6番35号
- 3 売りさばき所の名称
セブン-イレブン秋田新屋豊町店

秋田市告示第50号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があつたので、次のとおり告示する。

令和元年6月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があつた認可地縁団体の名称
萩町町内会
- 2 認可年月日
平成16年6月17日
- 3 変更があつた事項およびその内容
主たる事務所
変更前 秋田市土崎港中央五丁目3番31号 鈴木ミシン商店
内
変更後 秋田市土崎港中央五丁目2番40号
- 4 変更年月日
平成31年4月21日
- 5 変更の理由
萩町町内会規約変更による

教委告示**秋田市教委告示第2号**

令和元年6月27日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和元年6月25日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝哉

付議案件

- 1 秋田市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件
- 2 秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

秋田市教委告示第3号

秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

令和元年6月28日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝哉

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。
秋田市立小学校通学区域表の大住小学校の表仁井田の項の次に次のように加える。

大住南 一丁目、二丁目、三丁目

秋田市立中学校通学区域表の城南中学校の表南ヶ丘の項の次に次のように加える。

大住南	一丁目、二丁目、三丁目
-----	-------------

附 則

施行期日は、令和元年7月1日とする。

選 管 告 示

秋市選管告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

令和元年6月4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 50分の1の数 5,312人

2 3分の1の数 88,532人

秋市選管告示第3号

令和元年7月21日執行予定の参議院秋田県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により告示する。

令和元年6月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のよう略)

農 委 告 示

秋田市農委告示第2号

令和元年6月17日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和元年6月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 2 農用地利用集積計画（平成31年度第3号）に関する件
- 3 平成30年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価に関する件
- 4 平成31年度の目標およびその達成に向けた活動計画に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第4号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和元年6月7日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

1 指定排水設備工事業者の廃止

業者名	代表者	所在地
ムトウデンキ	武藤 洪平	秋田市飯島新町一丁目3番7号

2 廃止年月日

令和元年5月31日

秋田市上下水道局告示第5号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和元年6月10日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

1 指定排水設備工事業者の廃止

業者名	代表者	所在地
ウォーターライフ	北條 照夫	秋田市外旭川字八幡田307番地8

2 廃止年月日

令和元年6月3日

公 告

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和元年6月10日

秋田市長 穂積志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

株式会社横浜ファーマシー

代表取締役 荒川孝男

青森県弘前市大字末広二丁目2番地10

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパードラッグアサヒ八橋店

所在地 秋田市寺内蛭根一丁目381番1

- (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

- (4) 変更年月日

令和元年5月14日

- (5) 変更理由

代表者が変更したため	(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称 (3) 意見を述べる理由
2 届出年月日 令和元年 6 月 5 日	
3 関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 縦覧場所 秋田市産業振興部商工貿易振興課	
(2) 縦覧期間 令和元年 6 月 10 日から令和元年 10 月 10 日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）	
4 意見書の提出先 秋田市産業振興部商工貿易振興課	
5 意見書に添付する書面に記載すべき事項 (1) 意見を述べる者の氏名及び住所 (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称 (3) 意見を述べる理由	
秋田市公告	
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。	
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。	
令和元年 6 月 10 日 秋田市長 穂 積 志	
1 届出事項の概要 (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地 株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 荒川 孝男 青森県弘前市大字末広二丁目 2 番地10	
(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 スーパー ドラッグアサヒ秋田広面店 所在地 秋田市広面字近藤堰越44-1外	
(3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり	
(4) 変更年月日 令和元年 5 月 14 日	
(5) 変更理由 代表者が変更したため	
2 届出年月日 令和元年 6 月 5 日	
3 関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 縦覧場所 秋田市産業振興部商工貿易振興課	
(2) 縦覧期間 令和元年 6 月 10 日から令和元年 10 月 10 日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）	
4 意見書の提出先 秋田市産業振興部商工貿易振興課	
5 意見書に添付する書面に記載すべき事項 (1) 意見を述べる者の氏名及び住所	

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称 (3) 意見を述べる理由	
秋田市公告	
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。	
令和元年 6 月 12 日 秋田市長 穂 積 志	
1 申請者の住所および氏名 秋田県横手市赤坂字館ノ下155番地 株式会社サンコーホーム 代表取締役 後藤 新平	
2 道路位置指定箇所 秋田市手形からみでん204番26	
3 道路幅員 4.00～4.01メートル	
4 道路延長 26.30メートル	
5 指定年月日および番号 令和元年 6 月 12 日 第10号	

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称 (3) 意見を述べる理由	
秋田市公告	
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。	
令和元年 6 月 14 日 秋田市長 穂 積 志	
1 申請者の住所および氏名 秋田市保戸野千代田町 2 番43号 三光不動産株式会社 代表取締役 安倍 秋一	
2 道路位置指定箇所 秋田市外旭川八幡田二丁目484番4、484番6 および484番4 地先道水路	
3 道路幅員 6.00～6.03メートル	
4 道路延長 18.12メートル	
5 指定年月日および番号 令和元年 6 月 14 日 第1号	

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称 (3) 意見を述べる理由	
秋田市公告	
予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種について、予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。	
令和元年 6 月 14 日 秋田市長 穂 積 志	
1 予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類 別表1のとおり	
2 予防接種を行う承諾を撤回した医師の氏名、予防接種を行っ	

ていた主たる場所および撤回した予防接種の種類

別表2のとおり

別表1

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、主たる場所および追加する予防接種の種類

主たる場所 (医療機関名)	所在地	医師の氏名	追加する予防接種の種類														
			四種混合	三種混合	二種混合	不活化ボリオ	麻しん風しん混合	麻しん単抗原	風しん単抗原	日本脳炎	結核(BCG)	Hib感染症	小児の肺炎球菌	HPV感染症	水痘	B型肝炎	インフルエンザ
介護老健施設 千秋苑	秋田市外旭川字神田592番地	廣田 紘一													○	○	
中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1の58	平野 悟													○	○	
秋田県立医療療育センター	秋田市上北手百崎字諫訪ノ沢3の128	坂本 知子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
御野場病院	秋田市御野場二丁目14の1	小田嶋 貢							○						○	○	○
		市原 利晃							○						○		
		金谷 有子							○						○		
		鎌田 誠							○						○		
		小林 佳美							○						○		
		三浦 忠俊							○						○		
		皆河 崇志							○						○		
		石黒 英明							○						○		
社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3の15	吉川 晴夫							○						○		
		阿部 咲子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		奥山 慎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		熊谷 史子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		左京 彩郁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		佐々木 稔	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		仙北谷 直幹	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		永井 友仁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		福田 直弘	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

別表2

予防接種を行う承諾を撤回した医師の氏名、主たる場所および撤回する予防接種の種類

主たる場所 (医療機関名)	所在地	医師の氏名	撤回する予防接種の種類														
			四種混合	三種混合	二種混合	不活化ボリオ	麻しん風しん混合	麻しん単抗原	風しん単抗原	日本脳炎	結核(BCG)	Hib感染症	小児の肺炎球菌	HPV感染症	水痘	B型肝炎	高齢者の肺炎球菌
社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3の15	阿部 史人	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		有明 千賀	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		梅津 香織	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		菅原 健	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		杉村 亮	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		田近 宗彦	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		濱谷 孟志	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		林 桃子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		古山 陽佑	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		山田 晋	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		吉田 晃紘	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		脇田 哲平	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		渡邊 康平	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和元年6月17日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目1番20号

共和ホーム株式会社

代表取締役 池田洋介

2 道路位置指定箇所

秋田市檜山南中町475番1

3 道路幅員

5.50～5.51メートル

4 道路延長

23.45メートル

5 指定年月日および番号

令和元年6月17日 第2号

した道路の一部を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和元年6月19日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

秋田市広面字川崎9番地7

船木賢咲

2 道路位置の廃止箇所

秋田市広面字近藤堰越22番3の内および23番1の内

3 廃止道路幅員

6.00メートル

4 廃止道路延長

36.83メートル

5 廃止年月日および番号

令和元年6月19日 廃止番号 第1号

秋田市公告

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第51条の規定に基づき、同条例の平成30年度の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年6月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和46年3月29日付け指定番号第111号で位置を指定

1 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決定内容					取下げ
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	
市長	24	12	4	0	9	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人市立秋田総合病院	4	4	0	0	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	0	0	0	0	0	0	0
計	28	16	4	0	9	0	0

なお、1件の請求に対して2つの決定をした案件があったため、請求件数と処理件数が一致しない。

2 訂正請求および利用停止請求の処理状況

(1) 訂正請求件数 0件

(2) 利用停止請求件数 0件

3 審査請求および実施機関による裁決の処理状況

(1) 審査請求件数 0件

(2) 実施機関による裁決の件数 0件

秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）第32条の規定に基づき、同条例の平成30年度の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年6月19日

秋田市長 穂 積 志

1 公文書開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決定内容					取下げ	却下
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否		
市長	136	55	75	0	7	0	0	0

教育委員会	12	4	8	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	21	3	18	0	0	0	0	0
消防長	6	0	6	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人市立秋田総合病院	4	0	3	0	0	0	1	0
公立大学法人秋田公立美術大学	7	1	2	0	4	0	0	0
計	186	63	112	0	11	0	1	0

なお、1件の請求に対して2つの決定をした案件があったため、請求件数と処理件数が一致しない。

2 審査請求および実施機関による裁決の処理状況

- (1) 審査請求件数 0件
- (2) 実施機関による裁決の件数 1件

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和元年6月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市大町一丁目3番8号 秋田ディライトビル1F
マルイ株式会社
代表取締役 伊藤 久嗣
- 2 道路位置指定箇所
秋田市広面字樋ノ沖38番2、38番3、39番1、39番3および38番3地先水路
- 3 道路幅員
6.00～6.03メートル
- 4 道路延長
56.45メートル
- 5 指定年月日および番号
令和元年6月24日 第3号

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成31年度第3号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

次のとおり業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和元年6月25日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 業務委託名（業務内容については仕様書（省略）参照）
秋田市太平山自然学習センター建築物定期点検業務委託
- (2) 履行場所
秋田市太平山自然学習センター
(秋田市仁別字マンタラメ227番地1)
- (3) 履行期間
契約締結日から令和元年9月30日までとする。
- (4) 入札参加要件
 - ア 秋田市の建築関係コンサルタント業務建築一般部門に登録されていること。
 - イ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
 - ウ 秋田市内に本社、本店又は営業所等を有する者であること。
 - エ 市税に滞納がある者ではないこと。
 - オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
 - カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
 - キ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 日時
令和元年7月17日（水）午前10時
- (2) 場所
秋田市太平山自然学習センター 会議室
(秋田市仁別字マンタラメ227番地1)
- (3) 入札保証金および契約保証金
免除
- (4) 契約日
落札が決定した日から令和元年7月23日（火）まで
- (5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
イ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については、落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

エ 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を1回限り行う。

なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

オ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは、辞退できないものとする。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には、代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

令和元年6月25日（火）から令和元年7月5日（金）までとする。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) 受付場所

秋田市太平山自然学習センター 事務室

(4) 提出書類

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 業務内容調書（様式2）

（ア）商号（名称）および代表者氏名

法人の場合は、登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合は、その経営者の商号および氏名を記入する。

（イ）従業員数

提出日現在における従業員数を区別別に記入する。

（ウ）有資格者

指定した資格ごとの人数を記入する（有資格証明書の写しを添付すること。）。

ウ 業務受注状況調（様式3）

提出日現在までの業務受注状況がわかるもの（契約書等の写しを添付すること。）

エ 誓約・同意書（様式4）

オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）

（ア）秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）

（イ）秋田市に納めた固定資産税

カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行。個人事業主は住民票。写し可）

※申込日から3か月以内に発行されたもの

（5）その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

（1）入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

（2）資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者には、その旨を通知する。

（3）上記（1）および（2）の通知については、令和元年7月10日（水）まで電子メール等により送付する。

5 その他

（1）申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

（2）提出された申込書等は、返却しない。

（3）申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

（4）仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行う上で、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和元年6月27日

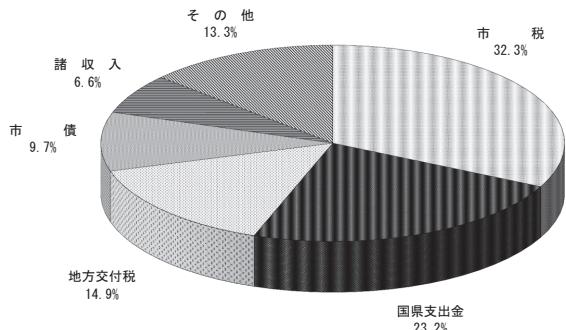
秋田市長 穂 積 志

I 平成31年度当初予算の状況

1 歳入・歳出予算の状況

（1）一般会計

① 平成31年度当初予算（歳入）の状況

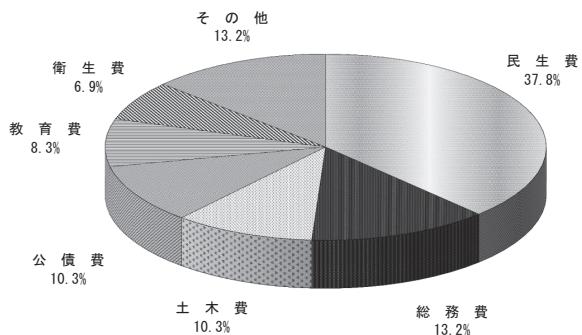


（単位：千円、%）

区分	31年度		30年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
市 税	43,418,576	32.3	43,013,008	33.7	405,568	0.9
地 方 譲 与 税	982,789	0.7	940,156	0.7	42,633	4.5
利 子 割 交 付 金	71,211	0.1	80,488	0.1	△9,277	△11.5

配 当 割 交 付 金	102,208	0.1	50,034	0.0	52,174	104.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	79,981	0.1	39,090	0.0	40,891	104.6
地 方 消 費 税 交 付 金	6,690,698	5.0	6,426,498	5.0	264,200	4.1
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	53,839	0.0	58,069	0.0	△4,230	△7.3
自 動 車 取 得 税 交 付 金	90,372	0.0	196,300	0.2	△105,928	△54.0
環 境 性 能 割 交 付 金	44,861	0.0	-	0.0	44,861	皆増
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	4,154	0.0	4,615	0.0	△461	△10.0
地 方 特 例 交 付 金	483,660	0.4	241,065	0.2	242,595	100.6
地 方 交 付 税 〔 う ち 普 通 交 付 税 〕 〔 特 別 交 付 税 〕	20,008,000 〔18,508,000〕 1,500,000	14.9	20,160,000 〔18,660,000〕 1,500,000	15.8	△152,000	△0.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	68,500	0.1	70,500	0.1	△2,000	△2.8
分 担 金 及 び 負 担 金	843,270	0.6	1,192,441	0.8	△349,171	△29.3
使 用 料 及 び 手 数 料	2,405,808	1.8	2,423,839	1.9	△18,031	△0.7
国 庫 支 出 金	21,984,153	16.3	20,290,578	15.9	1,693,575	8.3
県 支 出 金	9,215,195	6.9	8,511,968	6.7	703,227	8.3
財 産 収 入	198,459	0.1	207,836	0.2	△9,377	△4.5
寄 附 金	201,553	0.1	200,053	0.2	1,500	0.7
繰 入 金	4,957,586	3.7	3,966,509	3.1	991,077	25.0
繰 越 金	700,000	0.5	700,000	0.5	0	0.0
諸 収 入	8,893,527	6.6	9,033,953	7.1	△140,426	△1.6
市 債	13,001,600	9.7	9,923,000	7.8	3,078,600	31.0
合 計	134,500,000	100.0	127,730,000	100.0	6,770,000	5.3

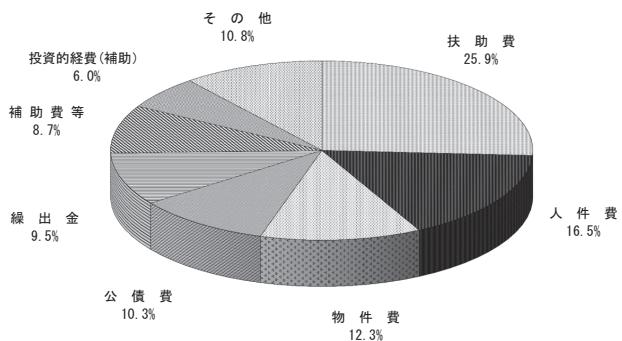
(2) 平成31年度当初予算(歳出)の状況(目的別)



(単位:千円、%)

区 分	31年度		30年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
議 会 費	692,376	0.5	730,424	0.6	△38,048	△5.2
総 務 費	17,727,888	13.2	14,839,279	11.6	2,888,609	19.5
民 生 費	50,844,121	37.8	48,785,958	38.2	2,058,163	4.2
衛 生 費	9,317,905	6.9	9,426,595	7.4	△108,690	△1.2
労 働 費	652,448	0.5	562,453	0.4	89,995	16.0
農 林 水 産 業 費	2,914,237	2.2	2,721,847	2.1	192,390	7.1
商 工 費	8,934,971	6.6	8,720,742	6.8	214,229	2.5
土 木 費	13,896,246	10.3	13,621,670	10.7	274,576	2.0
消 防 費	4,149,998	3.1	3,848,383	3.0	301,615	7.8
教 育 費	11,132,398	8.3	10,149,196	8.0	983,202	9.7
災 害 復 旧 費	246,838	0.2	372,943	0.3	△126,105	△33.8
公 債 費	13,890,573	10.3	13,850,509	10.8	40,064	0.3
諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
合 計	134,500,000	100.0	127,730,000	100.0	6,770,000	5.3

(3) 平成31年度当初予算(歳出)の状況(性質別)



(単位:千円、%)

区分	31年度		30年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
人 件 費	22,172,373	16.5	21,946,381	17.2	225,992	1.0
物 件 費	16,505,633	12.3	15,905,954	12.4	599,679	3.8
維持補修費	1,955,905	1.5	1,887,031	1.5	68,874	3.6
扶 助 費	34,877,999	25.9	33,765,039	26.4	1,112,960	3.3
補 助 費 等	11,741,297	8.7	11,647,208	9.1	94,089	0.8
消 費 的 経 費 計	87,253,207	64.9	85,151,613	66.6	2,101,594	2.5
補 助 事 業	8,114,620	6.0	3,588,256	2.8	4,526,364	126.1
单 独 事 業	3,476,032	2.6	3,908,658	3.1	△432,626	△11.1
県 営 事 業 負 担 金	314,540	0.2	84,922	0.1	229,618	270.4
災 害 復 旧 事 業	246,838	0.2	372,943	0.3	△126,105	△33.8
投 資 的 経 費 計	12,152,030	9.0	7,954,779	6.3	4,197,251	52.8
公 債 費	13,890,573	10.3	13,850,509	10.8	40,064	0.3
積 立 金	236,976	0.2	237,709	0.2	△733	△0.3
投 資 及 び 出 資 金	1,109,436	0.8	1,124,068	0.9	△14,632	△1.3
貸 付 金	7,057,595	5.3	7,135,833	5.6	△78,238	△1.1
繰 出 金	12,800,183	9.5	12,275,489	9.6	524,694	4.3
合 計	134,500,000	100.0	127,730,000	100.0	6,770,000	5.3

(2) 特別会計

(単位:千円、%)

区分	31年度 当初予算(A)	30年度 当初予算(B)	比較増減 (A)-(B)	増減率
土 地 区 画 整 理 会 計	1,495,293	1,414,832	80,461	5.7
市 有 林 会 計	207,489	175,311	32,178	18.4
市 営 墓 地 会 計	61,565	131,402	△69,837	△53.1
中 央 卸 壳 市 場 会 計	69,288	69,129	159	0.2
公 設 地 方 卸 壳 市 場 会 計	443,789	438,538	5,251	1.2
大 森 山 動 物 園 会 計	698,036	566,146	131,890	23.3
廃棄物発電会計	298,630	261,087	37,543	14.4
病 院 事 業 債 管 理 会 計	1,188,642	1,101,259	87,383	7.9
学 校 給 食 費 会 計	1,349,761	1,348,302	1,459	0.1
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	30,374,793	30,316,776	58,017	0.2
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	51,566	89,523	△37,957	△42.4
介 護 保 険 事 業 会 計	30,089,214	29,479,733	609,481	2.1
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	3,331,532	3,362,412	△30,880	△0.9
合 計	69,659,598	68,754,450	905,148	1.3

2 住民負担の状況

平成31年度当初予算における住民負担の状況

(単位:円、%)

区分	31年度(A)		30年度(B)		比較増減 (A)-(B)
	一人当たり 負担額	構成比	一人当たり 負担額	構成比	
市民税	64,072	45.5	63,356	45.7	716
個人	50,014	35.5	49,445	35.7	569
法人	14,058	10.0	13,911	10.0	147
固定資産税	62,898	44.6	61,240	44.2	1,658
固定資産税	62,200	44.1	60,542	43.7	1,658
固有資産等所在市交付金	698	0.5	698	0.5	0
軽自動車税	2,424	1.7	2,306	1.7	118
市たばこ税	6,505	4.6	6,717	4.8	△212
鉱産税	23	0.0	19	0.0	4
入湯税	104	0.1	106	0.1	△2
事業所税	4,869	3.5	4,823	3.5	46
合計	140,895	100.0	138,567	100.0	2,328

3 公営事業の概況

平成31年度秋田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	148,200戸
(2) 年間総配水量	34,691,685m ³
(3) 一日平均配水量	94,786m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 配水管整備工事	
配水管布設	2,310m
配水管布設替	20,000m
配水管幹線整備	1,930m
(ロ) 施設改良工事	
仁井田浄水場中央監視装置整備	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 水道事業収益	7,717,340千円
第1項 営業収益	7,032,502千円
第2項 営業外収益	684,836千円
第3項 特別利益	2千円
支出	
第1款 水道事業費用	7,170,721千円
第1項 営業費用	6,670,915千円
第2項 営業外費用	494,906千円
第3項 特別損失	3,100千円
第4項 予備費	1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,018,002千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額163,833千円、減債積立金368,341千円及び過年度分損益勘定留保資金2,485,828千円で補てんするものとする。)

収入	
第1款 資本的収入	1,500,313千円
第1項 企業債	1,016,900千円
第2項 出資金	94,576千円
第3項 補助金	91,900千円
第4項 固定資産売却代金	1千円
第5項 負担金及び寄附金	296,936千円

支出	
第1款 資本的支出	4,518,315千円
第1項 建設改良費	3,075,043千円
第2項 企業債償還金	1,443,272千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
老朽給水管解消	に係る資金融資	平成31年度から36年度まで
	あっせん利子補給	17千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	1,016,900千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは線上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場

合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,125,692千円

(2) 交際費 50千円

（他会計からの補助金）

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,455千円である。

（利益剰余金の処分）

第11条 当年度未処分利益剰余金のうち369,614千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 184,614千円

(2) 建設改良積立金 185,000千円

（たな卸資産購入限度額）

第12条 たな卸資産の購入限度額は、160,000千円と定める。

平成31年度秋田市下水道事業会計予算

（総則）

第1条 平成31年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数 122,355戸

(2) 年間総処理水量 40,043,384m³

(3) 一日平均処理水量 109,408m³

(4) 主要な建設改良事業

(イ) 管渠建設工事

管渠布設 8,110m

管渠改築等 4,890m

(ロ) 処理場建設工事

八橋下水道終末処理場施設整備 一式

(ハ) 特定環境保全公共下水道工事

管渠布設 203m

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益 10,939,138千円

第1項 営業収益 7,612,848千円

第2項 営業外収益 3,326,288千円

第3項 特別利益 2千円

支出

第1款 下水道事業費用 9,952,921千円

第1項 営業費用 8,781,559千円

第2項 営業外費用 1,167,311千円

第3項 特別損失 1,501千円

第4項 予備費 2,550千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,314,837千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額133,054千円、減債積立金866,840千円、過年度分損益勘定留保資金

1,173,025千円及び当年度分損益勘定留保資金2,141,918千円で補てんするものとする。）

収入	入
第1款 資本的収入	5,495,090千円
第1項 企業債	3,320,200千円
第2項 出資金	852,796千円
第3項 補助金	1,246,000千円
第4項 負担金	76,093千円
第5項 固定資産売却代金	1千円

支出	出
第1款 資本的支出	9,809,927千円
第1項 建設改良費	4,313,423千円
第2項 企業債償還金	5,496,504千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額

は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水洗便所改造	平成31年度から	581千円
資金利息補給	37年度まで	
水洗便所改造	平成31年度から	1,330千円
資金損失補償	37年度まで	

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限度額	3,320,200千円
起債の方法	証券借入
利率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 614,965千円

（他会計からの補助金）

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,264,393千円である。

（利益剰余金の処分）

第11条 当年度未処分利益剰余金のうち853,163千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 853,163千円

平成31年度秋田市農業集落排水事業会計予算 (総 則)			第3項 負 担 金 支 出 436千円
第1条 平成31年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。			第1款 農業集落排水事業資本的支出 459,179千円
(業務の予定量)			第1項 建設改良費 164,233千円
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。			第2項 企業債償還金 294,933千円
(農業集落排水) (個別排水処理) (計)			第3項 投資 13千円
(1) 排水戸数 2,865戸 234戸 3,099戸			第2款 個別排水処理事業資本的支出 24,409千円
(2) 年間総処理水量 1,009,858m ³ 53,413m ³ 1,063,271m ³			第1項 建設改良費 16,359千円
(3) 一日平均処理水量 2,759m ³ 146m ³ 2,905m ³			第2項 企業債償還金 8,050千円
(4) 主要な建設改良事業			(債務負担行為)
(イ) 農業集落排水建設改良			第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。
河辺砂子渓・河辺三内処理区統合工事 750m			事 項 期 間 限 度 額
管渠移設等 520m			水洗便所改造 平成31年度から 資金利子補給 37年度まで 92千円 (農業集落排水)
(ロ) 個別排水処理施設建設			水洗便所改造 平成31年度から 資金損失補償 37年度まで 210千円 (農業集落排水)
個別排水処理施設整備 4基			水洗便所改造 平成31年度から 資金利子補給 37年度まで 92千円 (個別排水処理)
(収益的収入及び支出)			水洗便所改造 平成31年度から 資金損失補償 37年度まで 210千円 (個別排水処理)
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。			(企 業 債)
収 入			第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
第1款 農業集落排水事業収益 754,941千円			起債の目的 建設改良費
第1項 営業収益 131,150千円			限 度 額 46,100千円
第2項 営業外収益 623,790千円			起債の方法 証書借入
第3項 特別利益 1千円			利 率 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
第2款 個別排水処理事業収益 34,846千円			償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
第1項 営業収益 9,154千円			(一時借入金)
第2項 営業外収益 25,690千円			第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。
第3項 特別利益 2千円			(予定支出の各項の経費の金額の流用)
支 出			第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
第1款 農業集落排水事業費用 752,019千円			(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第1項 営業費用 692,655千円			第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
第2項 営業外費用 58,814千円			(1) 職員給与費 40,184千円 (他会計からの補助金)
第3項 特別損失 50千円			
第4項 予備費 500千円			
第2款 個別排水処理事業費用 35,601千円			
第1項 営業費用 33,570千円			
第2項 営業外費用 1,929千円			
第3項 特別損失 2千円			
第4項 予備費 100千円			
(資本的収入及び支出)			
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める			
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額225,874千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,167千円及び過年度分損益勘定留保資金223,707千円で補てんするものとする。)			
収 入			
第1款 農業集落排水事業資本的収入 240,129千円			
第1項 企業債 40,000千円			
第2項 出資金 101,005千円			
第3項 補助金 57,000千円			
第4項 負担金 40,000千円			
第5項 基金繰入金 2,124千円			
第2款 個別排水処理事業資本的収入 17,585千円			
第1項 企業債 6,100千円			
第2項 出資金 11,049千円			

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、410,925千円である。

II 平成30年度下半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

(① 歳入の状況)

(平成31年3月31日現在) (単位:千円、%)

区分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
市 税	43,500,462	22,978,681	18,382,278	41,360,959	95.1
地 方 譲 与 税	947,478	275,903	698,183	974,086	102.8
利 子 割 交 付 金	80,488	32,591	36,606	69,197	86.0
配 当 割 交 付 金	102,208	17,493	56,297	73,790	72.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	79,981	—	66,246	66,246	82.8
地 方 消 費 税 交 付 金	6,391,600	3,589,679	2,802,079	6,391,758	100.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	58,069	16,273	41,207	57,480	99.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	196,300	68,487	111,929	180,416	91.9
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	4,615	—	4,154	4,154	90.0
地 方 特 例 交 付 金	241,065	240,346	—	240,346	99.7
地 方 交 付 税	20,160,000	13,825,325	6,007,432	19,832,757	98.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	70,500	32,761	29,810	62,571	88.8
分 担 金 及 び 負 担 金	1,103,041	442,643	563,777	1,006,420	91.2
使 用 料 及 び 手 数 料	2,418,031	1,083,917	1,035,901	2,119,818	87.7
国 庫 支 出 金	21,886,857	8,931,302	11,873,190	20,804,492	95.1
県 支 出 金	9,995,044	1,922,850	3,924,952	5,847,802	58.5
財 産 収 入	390,051	184,211	209,514	393,725	100.9
寄 附 金	230,816	51,110	106,212	157,322	68.2
繰 入 金	4,657,054	—	4,251,145	4,251,145	91.3
繰 越 金	2,235,223	2,235,223	—	2,235,223	100.0
諸 収 入	9,095,672	904,961	7,595,356	8,500,317	93.5
市 債	13,315,300	—	6,544,500	6,544,500	49.2
合 計	137,159,855	56,833,756	64,340,768	121,174,524	88.3

※前年度からの繰越分を含む。

(② 歳出の状況)

(平成31年3月31日現在) (単位:千円、%)

区分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
議 会 費	728,930	412,547	306,906	719,453	98.7
総 務 費	16,889,646	6,576,973	7,322,550	13,899,523	82.3
民 生 費	49,593,289	18,573,927	24,442,405	43,016,332	86.7
衛 生 費	9,482,715	3,758,480	4,058,153	7,816,633	82.4
労 働 費	540,060	363,937	139,205	503,142	93.2
農 林 水 産 業 費	3,490,758	1,475,449	904,360	2,379,809	68.2
商 工 費	8,717,013	7,375,327	788,746	8,164,073	93.7
土 木 費	15,946,121	6,239,378	5,158,704	11,398,082	71.5
消 防 費	3,889,157	1,554,422	2,064,012	3,618,434	93.0
教 育 費	11,810,327	4,464,379	5,417,934	9,882,313	83.7
災 害 復 旧 費	2,226,833	366,036	643,639	1,009,675	45.3
公 債 費	13,765,486	6,323,530	6,916,434	13,239,964	96.2
諸 支 出 金	1	—	—	—	0.0
予 備 費	79,519	—	—	—	0.0
合 計	137,159,855	57,484,385	58,163,048	115,647,433	84.3

※前年度からの繰越分を含む。

(2) 特別会計

① 歳入の状況

(平成31年3月31日現在) (単位:千円、%)

区分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
土地区画整理会計	3,321,094	103,165	1,600,641	1,703,806	51.3
市有林会計	178,668	13,942	12,640	26,582	14.9
市営墓地会計	148,303	62,448	42,941	105,389	71.1
中央卸売市場会計	69,129	12,079	27,476	39,555	57.2
公設地方卸売市場会計	438,538	117,868	187,574	305,442	69.7
大森山動物園会計	567,046	78,705	238,690	317,395	56.0
廃棄物発電会計	406,087	78,743	113,059	191,802	47.2
病院事業債管理会計	1,748,159	342,713	521,114	863,827	49.4
学校給食費会計	1,348,302	362,469	626,036	988,505	73.3
国民健康保険事業会計	31,775,794	13,773,097	16,622,202	30,395,299	95.7
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	89,523	77,220	20,006	97,226	108.6
介護保険事業会計	30,327,034	13,165,631	12,752,682	25,918,313	85.5
後期高齢者医療事業会計	3,496,473	1,220,093	2,269,039	3,489,132	99.8
合計	73,914,150	29,408,173	35,034,100	64,442,273	87.2

※前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(平成31年3月31日現在) (単位:千円、%)

区分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
土地区画整理会計	3,321,094	788,215	1,412,132	2,200,347	66.3
市有林会計	178,668	116,670	51,231	167,901	94.0
市営墓地会計	148,303	27,755	38,888	66,643	44.9
中央卸売市場会計	69,129	38,502	25,666	64,168	92.8
公設地方卸売市場会計	438,538	209,878	207,523	417,401	95.2
大森山動物園会計	567,046	221,283	247,651	468,934	82.7
廃棄物発電会計	406,087	7,867	17,915	25,782	6.3
病院事業債管理会計	1,748,159	342,713	521,114	863,827	49.4
学校給食費会計	1,348,302	668,218	669,139	1,337,357	99.2
国民健康保険事業会計	31,775,794	11,426,428	18,040,255	29,466,683	92.7
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	89,523	69,521	3,847	73,368	82.0
介護保険事業会計	30,327,034	12,149,186	15,258,357	27,407,543	90.4
後期高齢者医療事業会計	3,496,473	1,130,319	2,248,107	3,378,426	96.6
合計	73,914,150	27,196,555	38,741,825	65,938,380	89.2

※前年度からの繰越分を含む。

2 一時借入金の現在高(一般会計、特別会計)

平成31年3月31日現在、一時借入金の現在高なし

3 財産の状況

(平成31年3月31日現在)

土地及び建物 (単位: m²) (単位: m²)

区分	土地			建物		
	29年度末現在高	30年度中増減高	30年度末現在高	29年度末現在高	30年度中増減高	30年度末現在高
行政財産	10,737,230.53	6,444.89	10,743,675.42	1,079,881.94	△ 2,177.01	1,077,704.93
普通財産	32,189,919.55	△ 19,258.16	32,170,661.39	27,000.42	1,766.00	28,766.42
合計	42,927,150.08	△ 12,813.27	42,914,336.81	1,106,882.36	△ 411.01	1,106,471.35

山 林

(単位: m²)(単位: m³)

土地の権利区分	面 積			立木の推定蓄積量		
	29年度末現在高	30年度中増減高	30年度末現在高	29年度末現在高	30年度中増減高	30年度末現在高
所 有	10,173,721.88	—	10,173,721.88	639,674.00	24,565.00	664,239.00
分 収	7,001,850.00	—	7,001,850.00	33,522.00	687.00	34,209.00
合 計	17,175,571.88	—	17,175,571.88	673,196.00	25,252.00	698,448.00

物 権

(単位: m²)

区 分	29年度末現在高	30年度中増減高	30年度末現在高
地 上 権	79,975.28	—	79,975.28

無体財産権

(単位: 件)

区 分	29年度末現在高	30年度中増減高	30年度末現在高
商 標 権	23	—	23

有価証券

(単位: 千円)

区 分	29年度末現在高	30年度中増減高	30年度末現在高
株 券	532,350	△ 137,776	394,574

出資による権利

(単位: 千円)

区 分	29年度末現在高	30年度中増減高	30年度末現在高
出 資 証 券	8,179,264	138,904	8,318,168
出 捐 金 証 書	1,368,915	△ 5,537	1,363,378

4 地方債現在高の状況

(平成31年3月31日現在) (単位: 千円)

会 計	29年度末現在高	30 年 度 中 増 減 額		30年度末現在高
		市債借入額	元金償還額	
一 般 会 計	138,224,299	10,968,400	12,868,003	136,324,696
市 有 林 会 計	1,486,800	—	61,627	1,425,173
中 央 卸 売 市 場 会 計	39,600	—	1,763	37,837
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	619,916	24,400	67,711	576,605
大 森 山 動 物 園 会 計	172,328	18,500	46,340	144,488
病 院 事 業 債 管 理 会 計	2,479,792	178,400	669,885	1,988,307
合 計	143,022,735	11,189,700	13,715,329	140,497,106

5 公営事業の経理の概況

(1) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位: 千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
水 道 事 業 収 益	7,657,588	3,440,263	4,196,206	7,636,469	99.7
營 業 収 益	6,953,975	3,396,584	3,556,357	6,952,941	100.0
營 業 外 収 益	649,912	43,679	601,518	645,197	99.3
特 別 利 益	53,701	—	38,331	38,331	71.4

支 出

(単位: 千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
水 道 事 業 費 用	6,783,451	1,412,438	5,129,709	6,542,147	96.4
營 業 費 用	6,232,212	1,224,838	4,801,752	6,026,590	96.7
營 業 外 費 用	546,883	187,384	327,421	514,805	94.1

特別損失	2,556	216	536	752	29.4
予備費	1,800	—	—	—	0.0

イ 資本的収支

収入

(単位：千円、%)

科目	予算額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
資本的収入	1,727,438	400,737	1,209,064	1,609,801	93.2
企業債	1,153,500	—	1,083,400	1,083,400	93.9
出資金	131,413	127,013	△21,000	106,013	80.7
補助金	161,746	170,746	△26,590	144,156	89.1
固定資産売却代金	13,890	—	820	820	5.9
負担金及び寄附金	266,889	102,978	172,434	275,412	103.2

支出

(単位：千円、%)

科目	予算額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
資本的支出	4,406,510	1,073,305	3,042,459	4,115,764	93.4
建設改良費	2,962,959	352,015	2,320,203	2,672,218	90.2
企業債償還金	1,431,615	721,290	710,321	1,431,611	100.0
国庫補助金返還金	11,936	—	11,935	11,935	100.0

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表(平成31年3月31日現在)

(単位：円)

借方	勘定科目	貸方
	(固定資産)	
59,950,350,631	有形固定資産	
2,154,945,304	無形固定資産	
4,800,000	投資その他の資産	
	(流動資産)	
11,807,312,395	現金・預金	
933,001,439	未収金	
72,429,715	貯蔵品	
24,500,000	前払金	
	(固定負債)	
	企業債	22,511,130,550
	長期リース債務	71,612,083
	引当金	2,181,432,060
	(流動負債)	
	企業債務	1,443,269,831
	短期リース債務	9,363,917
	未払金	1,283,040,769
	引当金	72,391,603
	預り金	179,792,346
	その他の流動負債	1,500,000
	(繰延収益)	
	長期前受金	17,275,176,291
2,814,578,026	長期前受金	
	収益化累計額	
	(資本金)	21,422,965,864
	(資本剰余金)	
	資本剰余金	7,668,116,647
	(剰余金)	

	利 益 剰 余 金 (水道事業収益)	2,724,662,228
	営 業 収 益	6,445,350,153
	営 業 外 収 益	643,287,851
	特 別 利 益 (水道事業費用)	38,331,425
5,840,109,771	営 業 費 用	
368,658,836	営 業 外 費 用	
737,501	特 別 損 失	
83,971,423,618	合 計	83,971,423,618

(2) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
下水道事業収益	10,893,071	6,257,153	4,591,882	10,849,035	99.6
営業収益	7,512,944	4,930,542	2,575,395	7,505,937	99.9
営業外収益	3,380,124	1,326,609	2,016,487	3,343,096	98.9
特別利益	3	2	—	2	66.7

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
下水道事業費用	9,846,277	1,387,208	8,227,274	9,614,482	97.6
営業費用	8,644,671	852,649	7,603,060	8,455,709	97.8
営業外費用	1,171,542	534,383	597,985	1,132,368	96.7
特別損失	27,514	176	26,229	26,405	96.0
予備費	2,550	—	—	—	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資本的収入	9,174,433	3,239,942	2,818,696	6,058,638	66.0
企業債	5,587,400	—	3,599,300	3,599,300	64.4
出資金	889,471	888,619	852	889,471	100.0
補助金	2,597,197	2,332,838	△863,631	1,469,207	56.6
負担金	89,395	18,485	70,969	89,454	100.1
固定資産売却代金	10,970	—	11,206	11,206	102.2

※前年度からの繰越分を含む。

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資本的支出	13,733,294	3,886,699	6,466,570	10,353,269	75.4
建設改良費	8,104,462	1,037,240	3,687,201	4,724,441	58.3
企業債償還金	5,628,832	2,849,459	2,779,369	5,628,828	100.0

※前年度からの繰越分を含む。

(2) 秋田市下水道事業会計試算表(平成31年3月31日現在)

(単位:円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
156,506,868,166	(固 定 資 産)	
9,229,999,438	有 形 固 定 資 産	
5,113,424,738	無 形 固 定 資 産	
612,870,831	(流 動 資 產)	
342,920,000	現 金 • 預 金	
100,000	未 収 払 金	
	前 払 金	
	そ の 他 流 動 資 產	
	(固 定 負 債)	
	企 業 当 債	63,000,832,019
	(流 動 負 債)	1,723,441,812
	企 業 債	5,496,498,225
	未 払 債	1,839,539,718
	引 当 債	43,160,230
	そ の 他 流 動 負 債	2,062,429
	(繰 延 収 益)	
	長 期 前 受 金	66,381,017,427
9,755,287,468	長 期 前 受 金	
	収 益 化 累 計	
	(資 本 金)	
	資 本 金	36,259,796,140
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	4,674,010,640
	利 益 剰 余 金	1,122,802,302
	(下 水 道 事 業 収 益)	
	營 業 収 益	7,108,988,657
	營 業 外 収 益	3,342,931,883
	特 別 利 益	2,074
	(下 水 道 事 業 費 用)	
8,262,982,323	營 業 費 用	
1,144,246,383	營 業 外 費 用	
26,384,209	特 別 損 失	
190,995,083,556	合 計	190,995,083,556

(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位:千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
農業集落排水事業収益	716,266	438,006	277,293	715,299	99.9
營 業 収 益	133,448	68,303	64,268	132,571	99.3
營 業 外 収 益	582,817	369,703	213,025	582,728	100.0
特 別 利 益	1	—	—	—	0.0
個別排水処理事業収益	31,343	28,958	2,277	31,235	99.7
營 業 収 益	8,944	4,528	4,310	8,838	98.8
營 業 外 収 益	22,397	24,430	△2,033	22,397	100.0
特 別 利 益	2	—	—	—	0.0

支出

(単位:千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
農業集落排水事業費用	714,833	102,639	590,845	693,484	97.0
營業費用	646,113	70,320	555,491	625,811	96.9
營業外費用	68,170	32,319	35,348	67,667	99.3
特別損失	50	—	6	6	12.0
予備費	500	—	—	—	0.0
個別排水処理事業費用	31,762	4,460	26,220	30,680	96.6
營業費用	29,640	3,440	25,219	28,659	96.7
營業外費用	2,020	1,020	999	2,019	100.0
特別損失	2	—	2	2	100.0
予備費	100	—	—	—	0.0

イ 資本の収支

収入

(単位:千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
農業集落排水事業資本の収入	142,735	120,172	18,763	138,935	97.3
企業債	27,600	—	23,800	23,800	86.2
出資金	83,047	88,172	△ 5,125	83,047	100.0
補助金	22,512	32,000	△ 9,488	22,512	100.0
基金繰入金	9,576	—	9,576	9,576	100.0
個別排水処理事業資本の収入	17,003	11,430	948	12,378	72.8
出資金	16,541	11,254	948	12,202	73.8
負担金	462	176	—	176	38.1

支出

(単位:千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
農業集落排水事業資本の支出	354,935	149,392	202,025	351,417	99.0
建設改良費	59,301	2,362	53,422	55,784	94.1
企業債償還金	295,612	147,030	148,581	295,611	100.0
投資	22	—	22	22	100.0
個別排水処理事業資本の支出	23,422	10,484	7,937	18,421	78.6
建設改良費	15,795	6,682	4,113	10,795	68.3
企業債償還金	7,627	3,802	3,824	7,626	100.0

② 秋田市農業集落排水事業会計試算表(平成31年3月31日現在)

(単位:円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
11,124,092,997	有 形 固 定 資 産	
4,176,000	無 形 固 定 資 産	
13,640,000	投 資 そ の 他 資 産	
	(流 動 資 產)	
669,932,009	現 金 • 預 金	
40,226,616	未 収 金	
	(固 定 負 債)	
	企 業 債	3,158,752,022
	引 当 金	57,125,735
	(流 動 負 債)	
	企 業 債	302,981,556
	未 払 金	68,591,114

	引 当 金 そ の 他 流 動 負 債 (繰 延 収 益)	2,918,136
	長 期 前 受 金 長 期 前 受 金	386,170
1,322,372,839	長 期 前 受 金 收 益 化 累 計 額 (資 本 金)	6,406,932,605
	資 本 金	2,911,254,179
	(剰 余 金)	222,644,354
	資 本 剰 余 金	22,790,406
	利 益 剰 余 金 (農 業 集 落 排 水 事 業 収 益)	122,839,502
612,990,403	營 業 収 益	582,720,344
73,427,967	營 業 外 収 益 (農 業 集 落 排 水 事 業 費 用)	
5,962	營 業 費 用	8,184,738
	營 業 外 費 用	22,397,371
	特 別 損 失 (個 別 排 水 处 理 事 業 収 益)	
27,632,971	營 業 収 益	
2,018,481	營 業 外 収 益 (個 別 排 水 处 理 事 業 費 用)	
1,987	營 業 費 用	
13,890,518,232	特 別 損 失 合 計	13,890,518,232

覧状況を別紙のとおり公告する。

令和元年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項および第11条の2第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲

(別紙)

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

閲 覧 年月日	請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請 求 事 由 の 概 要	閲 覧 に か か る 住 民 の 範 围
平成30年 4月17日	秋田市生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数および住民数を確認するため	外旭川字蒲沼187番地から外旭川字蒲沼300番地まで、外旭川字土手下47番地から外旭川字土手下191番地まで、外旭川字家ノ前地内および外旭川字南沢地内
平成30年 5月10日	秋田市生活総務課	南ヶ丘ニュータウン地域の住居表示整備事業で現地調査の結果と突合するため	上北手百崎字ニタ子沢1番地6、上北手百崎字ニタ子沢5番地内、上北手百崎字諏訪ノ沢3番地内から上北手百崎字諏訪ノ沢5番地内まで、上北手猿田字苗代沢150番地内および上北手猿田字四ツ小屋110番地内

平成30年 5月30日	秋田市生活総務課	南ヶ丘ニュータウン地域の住居表示整備事業で証明書発送用のデータと突合するため		上北手百崎字ニタ子沢1番地6、上北手百崎字ニタ子沢5番地内、上北手百崎字諫訪ノ沢3番地内から上北手百崎字諫訪ノ沢5番地内まで、上北手猿田字苗代沢150番地内および上北手猿田字四ツ小屋110番地内
平成30年 11月6日 7日 8日 9日	防衛省自衛隊 秋田地方協力本部 秋田募集案内所	自衛官募集事務上必要なため	平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた男女	秋田市全域
平成31年 1月18日	秋田市生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数および住民数を確認するため		将軍野堰越1番から将軍野堰越7番まで、将軍野堰越9番から将軍野堰越16番まで
平成31年 2月20日	秋田市生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数および住民数を確認するため		太平山谷字下野5番地、太平山谷字地主(45番地を除く)、太平山谷字中山谷89番地から太平山谷字中山谷229番地1まで(160番地を除く)

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

閲覧年月日	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧にかかる住民の範囲	
平成30年 5月15日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論調査	平成10年5月31日までに生まれた20歳以上の男女	仁井田本町一丁目および仁井田本町二丁目
平成30年 5月15日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	6月全国個人視聴率調査	平成23年12月31日までに生まれた7歳以上の男女	寺内蛭根一丁目
平成30年 5月16日 17日	(株)あきぎんリサーチ&コンサルティング 代表取締役社長 佐藤 隆夫	平成30年度県民意識調査	満18歳以上の男女	市内全域
平成30年 5月22日	(株)毎日新聞社 代表取締役社長 丸山 昌宏	第72回読書世論調査	全年齢の男女	土崎港南一丁目
平成30年 5月23日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	旅行・観光消費動向調査	全年齢の男女	高陽幸町および大町一丁目
平成30年 5月29日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	日本人の意識調査	平成14年12月末日までに生まれた16歳以上の日本人の男女	山王七丁目、八橋本町一丁目および八橋本町三丁目

平成30年 5月29日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	国民生活に関する郵送世論調査	平成12年5月末日までに生まれた満18歳以上の日本人の男女	土崎港相染町字沖谷地
平成30年 5月29日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	国民生活に関する世論調査	平成12年5月末日までに生まれた満18歳以上の日本人の男女	手形字山崎
平成30年 6月8日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成14年4月1日までに生まれた16歳以上の男女	川尻御休町、川尻みよし町、外旭川八幡田一丁目および外旭川八幡田二丁目
平成30年 6月8日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	読書についてのアンケート調査	昭和13年7月1日から平成14年6月30日までに生まれた満16歳から79歳までの日本人の男女	豊岩豊巻字居使および豊岩豊巻字中島
平成30年 6月20日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	生涯学習に関する世論調査	平成12年5月末日までに生まれた満18歳以上の日本人の男女	新屋船場町
平成30年 6月20日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	第11回メディアに関する全国世論調査	平成12年7月末日までに生まれた満18歳以上の日本人の男女	手形山崎町
平成30年 6月22日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第75回生活意識に関するアンケート調査	平成10年7月31日までに生まれた20歳以上の男女	広面
平成30年 6月26日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	日常生活に関するアンケート調査	昭和13年7月1日から平成15年6月末日までに生まれた満15歳以上79歳以下の日本人の男女	新屋田尻沢西町、新屋前野町および新屋田尻沢中町
平成30年 6月26日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	2018年新聞およびweb利用に関する総合調査	平成15年8月末日までに生まれた満15歳以上の日本人の男女	仁井田潟中町
平成30年 7月3日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	子供の性被害防止対策に関する世論調査	平成12年6月末日までに生まれた満18歳以上の日本人の男女	新屋豊町および新屋天秤野
平成30年 7月31日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	地域の暮らしに関する意識調査	平成12年9月末日までに生まれた18歳以上の日本人の男女	手形山西町
平成30年 8月7日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	2018年10月東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査	平成10年12月末日までに生まれた20歳以上の日本人の男女	四ツ小屋末戸松本および御所野地蔵田四丁目
平成30年 8月14日 15日	(株)フィデア情報システムズ 代表取締役 菅原 晟	健康づくりに関する調査	満20歳以上の男女	秋田市全域
平成30年 8月16日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	食と農林漁業に関する世論調査	平成12年7月末日までに生まれた満18歳以上の日本人の男女	土崎港南二丁目
平成30年 9月28日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	日本人の国民性第14次全国調査	昭和8年10月1日から平成10年9月30日までに生まれた20歳以上84歳以下の男女	土崎港中央二丁目および土崎港中央四丁目

平成30年 10月2日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	メディア利用動向調査	平成14年12月末日までに 生まれた16歳以上の日本人の男女	茨島六丁目
平成30年 10月11日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成14年4月1日までに 生まれた16歳以上の男女	八橋本町一丁目、八橋本 町二丁目、八橋本町五丁 目および添川
平成30年 10月11日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	平成30年度青少年のインター ネット利用環境実態調査	平成12年11月2日から平 成20年11月1日までに生 まれた10歳から17歳まで の日本人の男女、平成20 年11月2日から平成30年 11月1日までに生れた 0歳から9歳までの日本 人の男女	桜台一丁目から桜台三丁 目までおよび仁井田本町 一丁目から仁井田本町四 丁目まで
平成30年 10月11日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	平成30年度消費者意識基本調 査	平成15年10月31日までに 生まれた15歳以上の日本 人の男女	新屋比内町
平成30年 10月17日	(株)RJCリサーチ 代表取締役 佐野 耕太郎	子どものいる世帯の生活状況 および保護者の就業に関する 調査2018	平成12年1月1日以降に 生まれた18歳未満の末子 を持つ日本人の父母	仁井田二ツ屋一丁目、仁 井田二ツ屋二丁目、仁井 田福島一丁目、仁井田福 島二丁目および牛島東五 丁目から牛島東七丁目ま で
平成30年 10月23日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	高齢化社会における製品安全 に関する課題調査	昭和53年10月末日までに 生まれた満40歳以上の日 本人の男女	仁井田栄町
平成30年 10月23日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	老後の生活設計と公的年金に に関する世論調査	平成12年10月末日までに 生まれた満18歳以上の日 本人の男女	牛島東七丁目
平成30年 10月25日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	高齢者の住宅と生活環境に關 する調査	昭和33年1月1日までに 生まれた60歳以上の男女	寺内油田三丁目、寺内堂 ノ沢一丁目および寺内堂 ノ沢二丁目
平成30年 11月2日	(株)インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	平成31年度家庭部門のCO ₂ 排 出実態統計調査	昭和4年4月2日から平 成11年4月1日までに生 まれた男女	土崎港中央六丁目
平成30年 11月13日 14日	(一社)輿論科学協会 理事長 大宮 泰三	通信利用動向調査	20歳以上の世帯主の男女	秋田市全域
平成30年 11月16日	(株)RJCリサーチ 代表取締役 佐野 耕太郎	成年年齢の引下げに関する世 論調査	平成8年1月1日から平 成14年10月1日までおよ び昭和34年1月1日から 昭和53年10月1日までに 生まれた日本人の男女	桜二丁目および桜三丁目
平成30年 11月21日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	テレビ視聴に関する調査	平成14年12月末日までに 生まれた16歳以上の日本 人の男女	下北手柳館

平成30年 11月21日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	生活状況に関する調査	昭和28年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた40歳以上64歳以下の日本人の男女	保戸野千代田町
平成30年 11月27日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	第4回家族についての全国調査	昭和21年1月1日から平成2年12月末日までに生まれた満28歳から72歳までの日本人の男女	土崎港南三丁目
平成30年 11月27日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	第5回犯罪被害実態(暗数)調査	平成14年12月末日までに生まれた16歳以上の男女	飯島緑丘町
平成30年 11月29日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	インターネット使用と生活習慣に関する実態調査	昭和64年1月1日から平成20年12月31日までに生まれた満10歳以上30歳未満の日本人の男女	高陽青柳町
平成30年 12月6日	株日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第77回生活意識に関するアンケート調査	平成11年1月31日までに生まれた20歳以上の男女	手形
平成30年 12月11日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	平成30年度土地問題に関する国民の意識調査	平成10年12月末日までに生まれた満20歳以上の日本人の男女	泉中央二丁目
平成30年 12月20日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	働き方とライフスタイルの変化に関する全国調査2019	昭和62年1月1日から平成10年12月末日までに生まれた満20歳以上31歳以下の男女	将軍野東一丁目から将軍野東三丁目まで
平成30年 12月20日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	社会意識に関する世論調査	平成12年12月末日までに生まれた満18歳以上の日本人の男女	横森三丁目
平成31年 1月29日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	就業と生活についてのパネル調査	昭和24年2月1日から平成11年1月末日までに生まれた20歳から69歳までの日本人の男女	大平台
平成31年 1月29日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	中高年者の生活実態に関する全国調査	昭和35年5月1日から昭和44年4月末日までに生まれた満50歳以上58歳以下の男女	保戸野すわ町
平成31年 1月29日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	平成30年度国語に関する世論調査	平成15年1月末日までに生まれた16歳以上の日本人の男女	外旭川八幡田二丁目
平成31年 2月13日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	宝くじに関する世論調査	平成13年2月末日までに生まれた満18歳以上の男女	下北手松崎字家ノ前および下北手松崎字碇り
平成31年 2月13日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	2019年度生活保障に関する調査	満18歳以上69歳以下の日本人の男女	牛島東四丁目

平成31年 2月14日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	インターネット使用と生活習慣に関する実態調査	平成元年3月1日から平成21年2月28日までに生まれた満10歳以上30歳未満の日本人の男女	山王中島町
平成31年 2月15日	泉・緑の会 会長 瀬田川 栄一	子どもの誕生記念に梅の苗木贈呈のため	平成30年1月から12月までに生まれた男女	泉小学校学区
平成31年 2月19日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成15年4月1日までに生まれた16歳以上の男女	高陽青柳町、手形山西町、手形山南町、手形山中町および広面
平成31年 2月19日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	親子関係についての人生振り返り調査	昭和24年3月1日から昭和34年2月28日までに生まれた男女	飯島新町一丁目および飯島新町二丁目
平成31年 3月1日	株日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第78回生活意識に関するアンケート調査	平成11年4月30日までに生まれた20歳以上の男女	八橋大畑二丁目、八橋新川向および八橋田五郎一丁目

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和元年6月25日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男
賦課対象区域

下北手松崎字大沢田（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）